

第 80 回 「入管法」と労働力商品の特殊性：資本主義的人口法則の矛盾

かつて「世界でも最も厳しい」と言われていた日本の外国人労働力の入国管理が、「入管法」の改正で崩されようとしている。EUを始め、先進国各国はグローバル化、国際化の中で、労働力のグローバル化も進み、その結果として出稼ぎ、移民、難民と労働力移動のグローバル化が急速に進んだ。ポスト冷戦の新たな矛盾とも言える。とくに EU 各国では、大量移民による国内の反対運動、ポピュリズムによる右翼勢力の台頭など、政治的危機に見舞われ、アメリカの場合もメキシコからの移民流入など、トランプの「アメリカ第一」の保護主義の原因ともなっている。ここで理論的に整理しておこう。

言うまでもなく資本主義の経済的富は、労働生産物だけではなく、土地自然の不動産、さらに労働力まで商品化することによって成立している。商品市場は、不動産取引や証券市場などと共に、労働力商品の「労働市場」によって成立し、全体が運動している。商品には、その使用価値について、それぞれ商品種類による特殊性がある。いわゆる商品の効用であるが、労働力商品はその使用価値が労働であり、生産過程で使用され、労働者が生産に従事する。さらに労働力商品は、土地自然などと共に、資本によって生産されない商品である。資本の生産物ではなく、家計で個人的消費として生産・再生産される。これらが労働力商品の特殊性に他ならない。

資本主義経済では、労働力商品の特殊性が、その基本的矛盾として指摘されてきた。①資本は労働力を商品として購入し、雇用するが、モノではなく人間の雇用であるから、労働力商品の価値を賃金として、必要労働を労働者に引き渡し、「基本的人権」を保障しなければならない。②労働者の賃金も、資本にとっては可変資本として投資され、回転する。しかし、労働者は賃金により、家計で生活資料を買い戻し、単純流通として経済循環による生産と消費の結合としての「経済循環」を構成する。③資本蓄積は、拡大再生産として雇用も拡大する。しかし、資本は固定設備投資の制約があり、不断の技術革新は不可能であり、いわゆる「資本構成不変」の規模拡大投資を進める。雇用も拡大するが、労働力が不足するので「資本構成高度化」の合理化投資で技術革新を進め、労働力不足に対応する。この資本蓄積における労働力の吸収と反発により「経済成長」が実現され、資本主義的人口法則が貫徹される。

こうした労働力商品の特殊性による資本主義経済の矛盾は、さらにマルクス『資本論』の第三巻では、第 3 篇「利潤率の傾向的低下の法則」第 15 章「この法則の内的矛盾の展開」第 3 節「人口の過剰における資本の過剰」において、「資本の絶対的過剰生産」として、以下のように説明されている。「増加した資本が、その増加以前に比較して、同等か、あるいはより少ない剰余価値量しか生産されない場合、そこには資本の絶対的過剰性が現れるであろう。すなわち、増大した資本 $C + \Delta C$ は、資本 C が ΔC による増大以前に生産したよりも、多くの利潤を生産できず、または、より少ない利潤さえ生産するであろう。いずれの場合も 一般利潤率の急激な、突然な低下が生ずるであろうが、今回の低下の原因となった資本構成の変動は、生産力の発展によるものではなく、可変資本の貨幣価値の増大(賃金の上昇による)と、それに対応する必要労働に対する、剰余労働の比率の低下によるものであろう。」

資本蓄積が進み、追加投資 ΔC の利潤率がゼロ、あるいはマイナスになる状態が「資本の絶対的過剰生産」であり、その時は、技術革新で資本構成が高度化しないどころか、労働力不足で賃金が上昇、剰余価値率の低下により、利潤率が低下する。マルクスは、過剰人口の増加だけでなく、ここでは逆に労働力の不足と賃金上昇、それによる資本の絶対的過剰生産を説明している。とすれば、マルクスの説明でも、技術革新が衰え、資本構成の高度化が進まなければ、資本の絶対的過剰生産が長期化する。慢性的不況による低成長だが、そうなれば資本は、労働力を何とか調達するしか生き延びる方法がない。働き方の改革だけでなく、労働力そのものを調達するところまで追い詰められる。女性労働力、高齢者労働力、さらに加えて海外からの労働力をモノのように「輸入調達」する、ここに今回の入管法の改正の狙いがあるであろう。

今日の入管法改正をはじめ、労働力不足の問題が、「資本の絶対的過剰生産」からではなく、例えば少子高齢化として論じられる方向に、捻じ曲げられ、すり替えられる傾向が強い。しかし、こうした論議は、論点のすり替えや、統計的処理の歪曲など、事実の隠蔽が謀られている点も多く、それについては田中史郎『現代日本の経済と社会：景気、人口、格差、原発』（社会評論社、2018 刊）をぜひ参照されたい。そうした歪曲と隠蔽の下に、入管法の改正が強行され、財界の意向が露骨に実現される。しかし、労働力商品の矛盾は何ら解決されず、近い将来に欧米の政治的危機と同様な重大な禍根を残そうとしている。

入管法の改正が、単なる日本経済・社会の国際化、グローバル化であれば、留学生の増大、日本国籍の取得など、すでに実現されているし、今後も努力すれば足りる。だが問題なのは、資本の絶対的過剰生産に伴う、労働力不足を海外からの労働力の流入によって解決しようとしている点にある。上記の労働力商品の特殊性から見て、外国人労働力の利用については、慎重な配慮が必要であり、単に経済界の意向だけで、軽々しく処理されるべきではないであろう。

上記の通り、労働力も商品である以上、労働市場で自由に取引されるのは当然である。国内市場だけでなく、海外取引も認められるし、現に海外企業への就職も、海外勤務も増加する傾向にある。しかし、モノの取引との差異は、前期的な奴隷貿易との差異として、厳格に人権保障される必要があり、労働力商品としての特殊性である。しかし、労働力商品の特殊性は、単なる市場取引のレベルだけでなく、むしろ労働力の再生産の特殊性にあるのではないか？

労働力の再生産は、上記の通り資本の生産物として、資本の回転の内部に吸収されて行われるわけではない。再生産の場は、消費生活であり、家庭・家族とともに行われ、家庭・家族は地域のコミュニティと不可分離な集団である。この地域のコミュニティとして再生産される以上、労働力商品は近代社会の「国民国家」の一員として、その意味で各国の地域共同体の一員として、労働力を再生産し生活と生存が保証され、基本的人権が保障されるとみるべきだろう。労働力再生産の視点から、受け入れる労働力の種類や資格、在留期間、家族の帯同、年金や医療、最低賃金などの検討が不可欠になってくる。この検討は、国家レベルだけでなく、むしろ地域共同体として地方自治体の受け入れ体制の整備が不可欠だろう。そうした点で、今回の入管法の改正が拙速であり、今後の混乱が懸念される。

労働力商品の特殊性から見たとき、「資本の絶対的過剰生産」の労働力不足と賃金上昇をどう見る

か？原理的には、資本蓄積の人口法則からいえば、『資本論』でも述べているが、資本が自律的に資本構成の高度化を図り、高度な技術革新を進め、剰余価値率の上昇を図ることであろう。しかし、資本主義経済が自立的発展のバイタリティーを失い、労働力商品の不足が長期化し、資本の絶対的過剰生産が慢性化している。このように、成長力を喪失して不況が長期化することは、資本主義経済の危機であり、行き詰まりを意味する。今日の日本資本主義の入管法改正も、そうした資本主義の危機的状況の反映と見るべきだし、資本主義の在り方そのものを問い直すべきであろう。

とくに戦後日本の高度成長を支えていた、戦前からの日本経済に特有な潜在的過剰人口、具体的には東北日本などに堆積していた農村の次三男問題が、高度成長の結果として枯渇し解消した。「金の卵」「ダイヤモンド」として囃された若年労働力の低賃金に支えられた年功序列型賃金、終身雇用制、そして企業内組合の3点セットも、いまや機能不全である。日本経済の高度成長も終焉であり、その結果が少子高齢化に隠蔽された日本資本主義の労働力問題である。無論、資本主義が成熟段階を迎えれば、すでに日本経済がそうであるように、国内生産中心の輸出主導型成長から、資本過剰を背景に資本の海外輸出、とくに直接投資が積極化する。それがまた、国内での労働力不足の緩和策にもなる。

対外直接投資による現地雇用の拡大は、労働力の再生産としては、現地の家庭・家族、コミュニティの維持発展に寄与する。ただ、資本輸出国からすれば、すでに東北など地方で問題にされる産業の空洞化であり、その結果としての地域格差の拡大である。さらに今や、東北農村ですら労働力が枯渇して、外国人労働力の利用・流入を期待している。その利用・流入をめぐる地域間対立・格差拡大も無視できない。さらに深刻なのは、ポスト冷戦を迎え、アメリカ一極支配のグローバリズムは破綻、米経済の急激な凋落、対照的な中国経済の急成長が、米・中の貿易戦争から新型冷戦と呼ばれる国際対立の激化を招いた。そうした中での労働力の入管緩和であってみれば、慎重な上にも慎重でなければなるまい。